

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

3 所管事務の調査（報告）

（２）第２期川崎市再犯防止推進計画（案）の策定について

資料１ 第２期川崎市再犯防止推進計画（案）の概要

資料２ パブリックコメント案内文

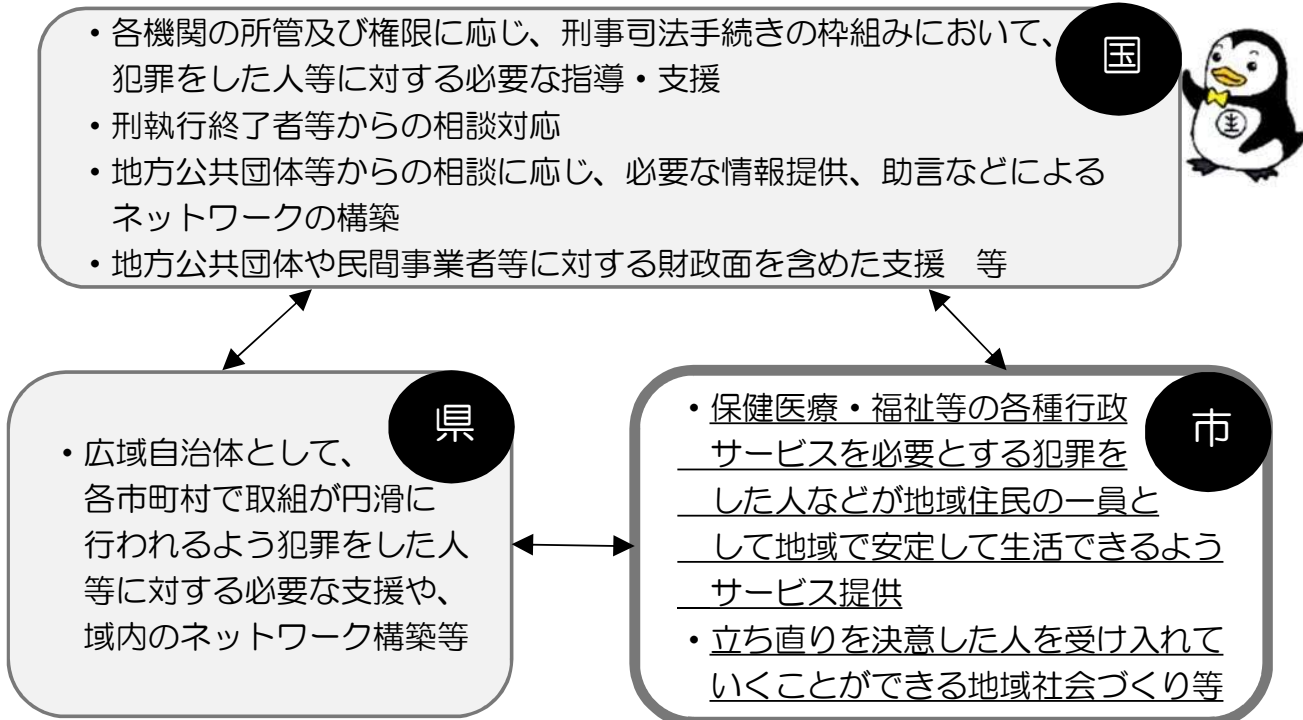
資料３ 第２期川崎市再犯防止推進計画（案）本編

令和６年１１月２１日

健康福祉局

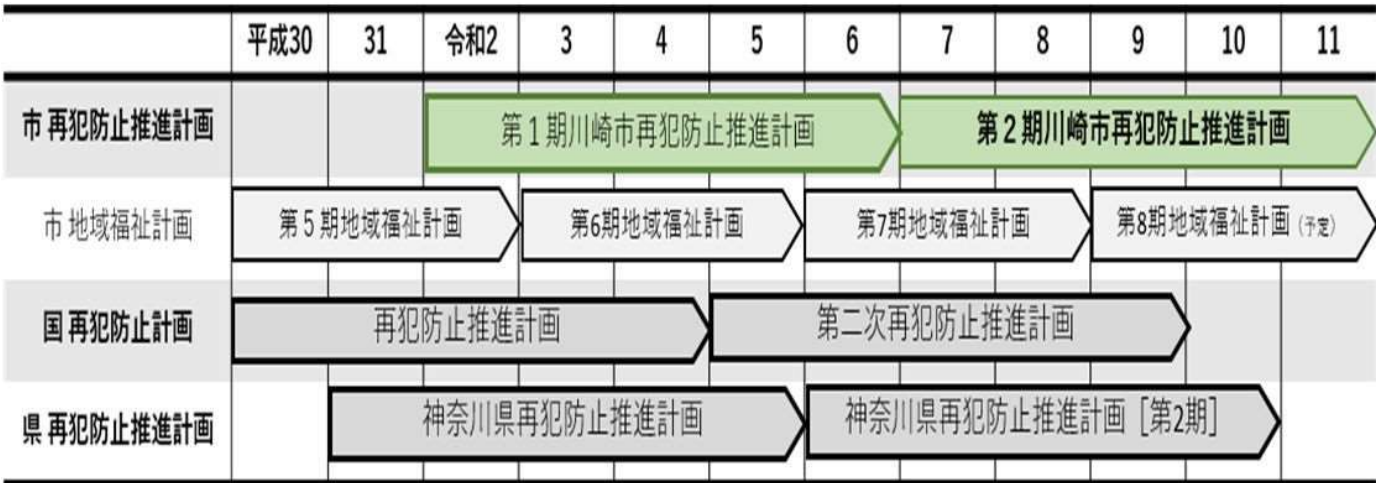
1 計画策定の趣旨と目的

- 平成28年12月に公布、施行された、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」）第8条に基づき、地方公共団体に地方再犯防止推進計画の策定が努力義務化されている。
- 国では、第二次計画（令和5～9年度）の中で、国と地方公共団体が担うべき役割分担を明確化する方針を示している（下図）。

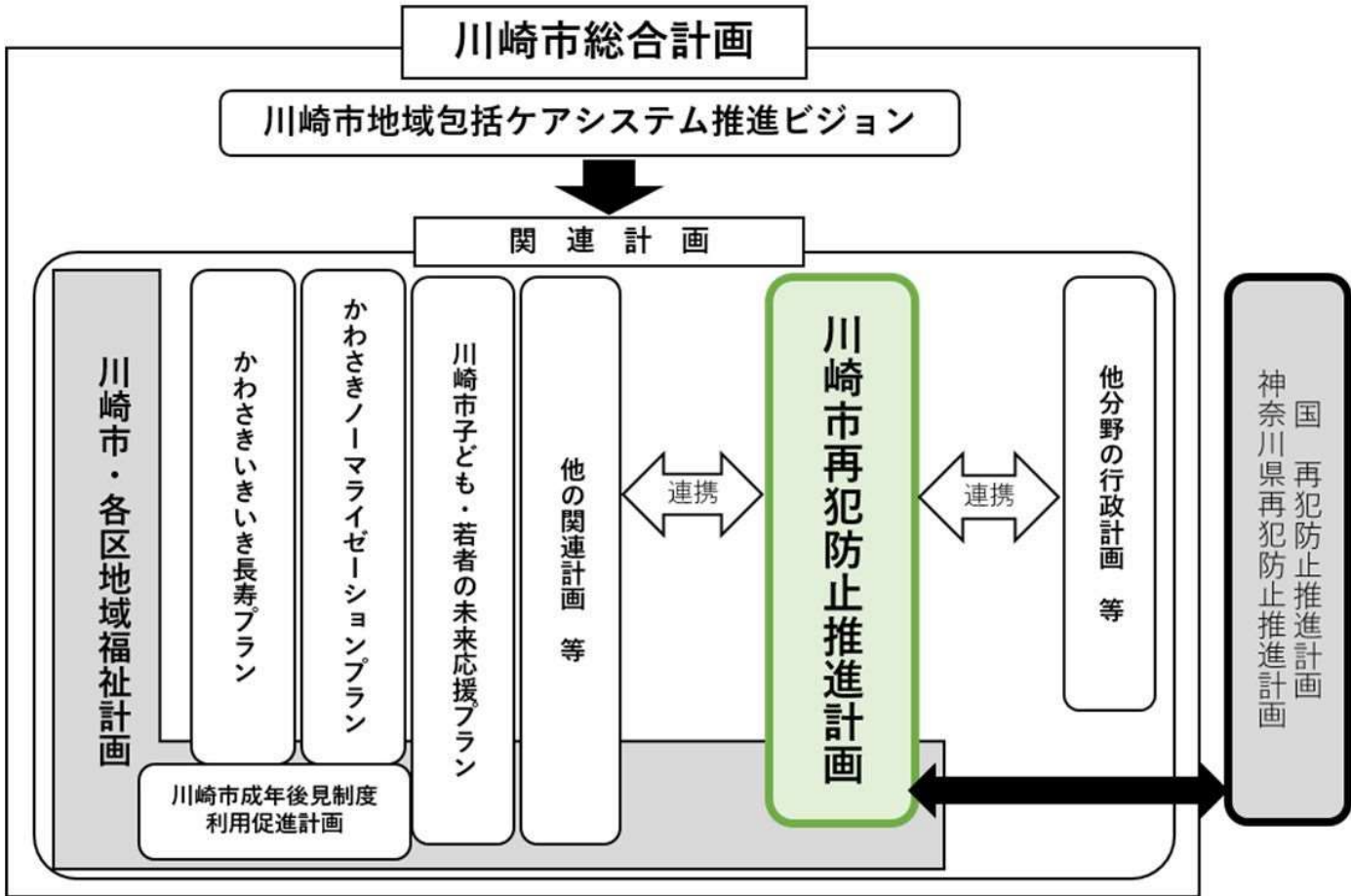


- 犯罪をした人等の中には、高齢者や障害者、社会で孤立している人や刑務所等出所時に住居や就労が決まらないなど、地域社会で様々な課題や、生きづらさを抱えた結果、再び犯罪を行う人が多く存在する。
- 本市では、再犯防止に向けて、各種分野別計画等に組み込まれている取組や施策を着実・適切に実施することで必要な支援につなげるとともに、再犯防止に留まらず、全ての地域住民を対象とし、誰もが安心して暮らし続けることができる地域の実現につなげることを目的に第2期計画を策定する。

2 計画期間

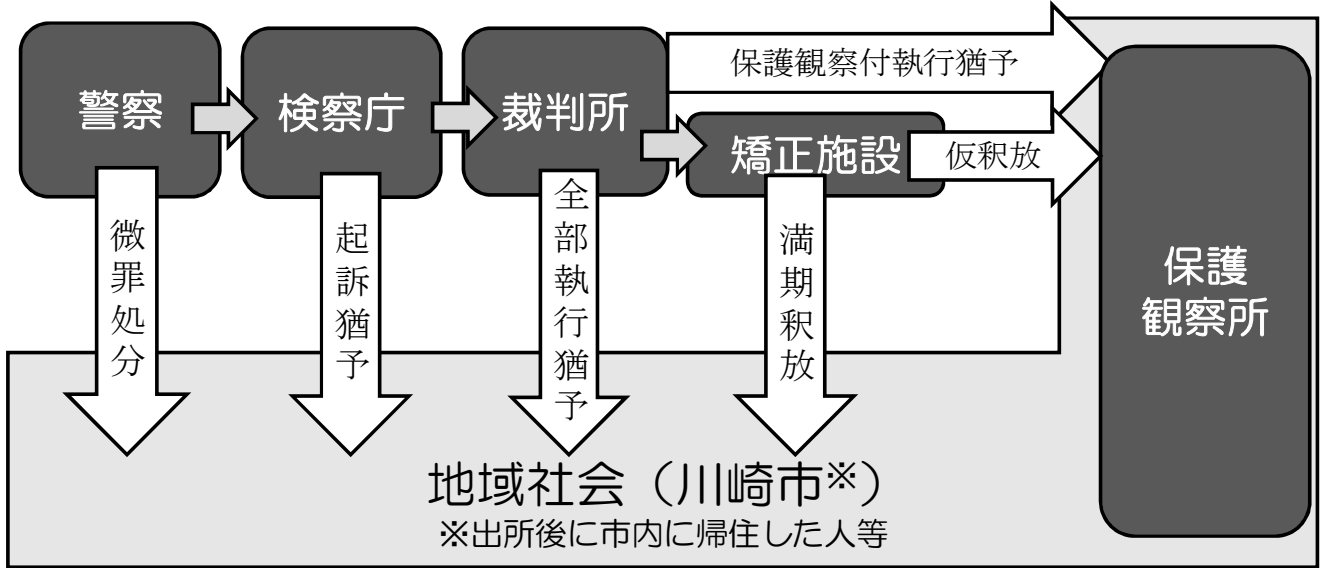


3 計画の位置づけ



4 対象者

- 再犯防止推進法では、「犯罪をした人等」とは、犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人と規定され、警察で微罪処分になった人、検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部執行猶予等になった人、入所受刑者、保護観察に付された人、満期釈放された人等を含む。



第2期川崎市再犯防止推進計画（案）の概要について

5 取り巻く状況

（1）犯罪の発生状況（令和元～4年）

- 刑法犯認知件数は全国的に減少傾向で、本市は政令市の中で2番目に少ない。
- しかしながら、検挙人員中の再犯者率については、全国的に高止まりしており、市内の再犯者率は50%を超えて推移している（下表）。

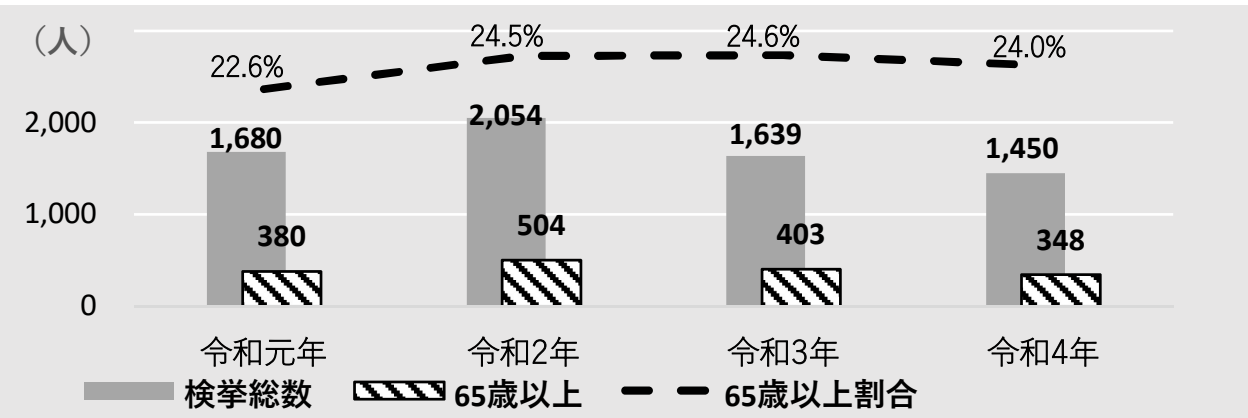
全国				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
検挙人員	192,607	182,582	175,041	169,409
うち再犯者	93,967	89,667	85,032	81,183
再犯者率	48.8%	49.1%	48.6%	47.9%

川崎市内（犯行時20歳以上の者を計上）				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
検挙人員	1,680	2,054	1,639	1,450
うち再犯者	916	1,137	945	785
再犯者率	54.5%	55.4%	57.7%	54.1%

- 刑務所等の出所時の帰住先については、犯罪時に県内に居住していた人のうち、20%前後は適当な帰住先が無いまま出所している。
- 市内検挙者のうち、40%以上が犯行時に無職者である（下表）。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
検挙人員	1,680人	2,054人	1,639人	1,450人
うち無職者割合	42.7%	43.6%	43.7%	43.7%

- 高齢者犯罪は、検挙者の約25%が65歳以上という状況である（市内データ。下表）。
- 精神障害のある人による犯罪は、刑務所入所者のうち16.8%、少年院入院者のうち34.5%が精神障害を有する人である（全国データ）。
- 少年犯罪は、非行少年の検挙・補導人員が近年減少傾向にあったが、令和5年度については増加している（県内データ）。
- 薬物犯罪は、覚醒剤取締法違反の検挙者のうち、90%近くが再犯者である（市内データ）。



（2）更生保護に関する状況（各年4月1日時点）

- 本市における保護司数及び更生保護女性会員数は、減少傾向にある一方で、協力雇用主の登録数は、増加している。

	令和4年	令和5年	令和6年	備考
保護司数	307人	301人	298人	横浜保護観察所登録数
更生保護女性会員数	396人	389人	376人	川崎市健康福祉局調べ
協力雇用主数	110社	117社	131社	横浜保護観察所登録数

6 これまでの取組等

- 本市では、国の再犯防止推進計画で示された重点課題を参考に、次の5つの重点項目を定めて取組を進めてきた。
 - （1）就労・住居の確保
 - （2）保健医療・福祉サービスの提供
 - （3）地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施
 - （4）民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進
 - （5）犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

7 第2期計画へ向けた主な課題や方向性（重点項目別）

- （1）就労・住居の確保
 - 協力雇用主への支援等に加え、生活困窮者の支援など、安定的な就労の確保・継続に向けた取組を進めていく必要がある。
 - 帰住先がある人の中でも、更生保護施設や依存症からの回復施設に帰住しているケースも多く、それらの人の大半は半年や1年後に退所し、新たに生活する住居を探さなければならない課題がある。
- （2）保健医療・福祉サービスの提供
 - 本市が提供する保健医療・福祉サービスは、犯罪をした人等であるか否かを問わず提供されるものであり、支援が必要と思われる高齢者や障害者等に対して、保健医療・福祉サービスなどの必要な支援に結び付け、生活の安定を図り、総合的に支援することで、誰もが安全・安心で生活しやすいまちづくりの推進につなげていく必要がある。
- （3）地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施
 - 地域の犯罪や非行の防止に向けて、多様な主体と連携しながら防犯活動や非行防止などの取組を進めていく必要がある。
- （4）民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進
 - 地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような活動が難しくなっており、また、民間の関係機関・団体等が再犯の防止等に関する活動を行うに当たって必要な体制や場所等の確保が困難となっている課題がある。
- （5）犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組
 - 犯罪や非行の内容に加えて、対象者一人ひとりの特性に応じた効果的な再犯防止のための支援を行う必要がある。

第2期川崎市再犯防止推進計画（案）の概要について

8 基本目標

「犯罪をした人等に限らず、すべての地域住民が、地域社会において孤立することなく、地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、再犯者を減らし、新たな被害者が生まれることのない社会の構築を目指していきます。」

9 主な関連施策

<第1期>

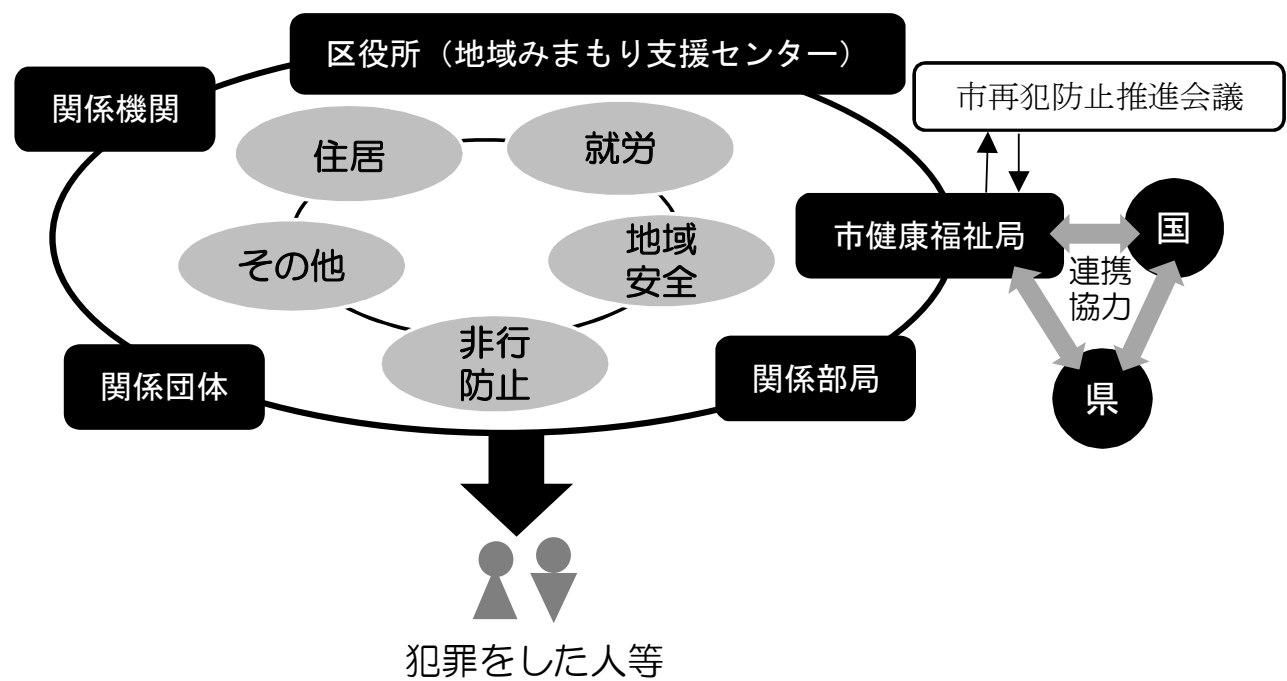
＜第2期（案）＞【新規】：新たに位置付けた施策、【変更】：取組を追加など記載内容を変更した既存施策

1. 就労・住居の確保	
(1) 就労の確保 ・保護観察対象者の本市会計年度任用職員としての任用 ・協力雇用主への支援 ・生活困窮者への支援（生活困窮者自立支援制度を含む） ・労働相談及び就業支援 等 (2) 住居の確保 ・更生保護法人川崎自立会への運営支援 ・住宅セーフティネット制度の活用 等	国・県等の取組
2. 保健医療・福祉サービスの提供	
(1) 高齢者又は障害者への支援 ・要支援者に対する介護予防・生活支援の取組強化 ・地域のネットワークづくりの推進 ・認知症高齢者等の支援 ・障害者の権利を守る取組の推進 ・心身喪失等医療観察法による支援の推進 等 (2) 薬物等の依存症の人への支援 ・薬物依存症の人や家族への支援 ・当事者団体への支援と連携 ・依存症回復プログラム等への参加支援 等	国・県等の取組
3. 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施	
(1) 地域の犯罪や非行の防止 ・多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進 ・防犯カメラの設置補助の実施 等 (2) 学校と連携した修学支援 ・いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決 等	国・県等の取組
4. 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進	
1) 民間協力者の活動の促進 ・市内更生保護関係団体への支援 ・更生保護サポートセンターの開設支援 等 2) 広報・啓発活動の推進 ・“社会を明るくする運動”の実施及び支援 等	国・県等の取組
5. 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組	
・犯罪や非行の内容に加えて、対象者一人ひとりの特性に応じた効果的な再犯防止のための支援（具体的な事業や取組は、上記再掲のため記載省略）	

1. 就労・住居の確保	国・県・民間等の取組
(1) 就労の確保 ・保護観察対象者の本市会計年度任用職員としての任用 ・協力雇用主への支援 ・生活困窮者への支援【変更】 ・労働相談及び就業支援 等 (2) 住居の確保 ・更生保護法人川崎自立会への運営支援 ・住宅確保要配慮者への支援【変更】 等	・刑務所出所者等総合的就労支援対策 ・矯正就労支援情報センター（コレワーク）設置 ・更生保護施設 川崎自立会の取組
2. 保健医療・福祉サービスの提供	国・県・民間等の取組
(1) 高齢者又は障害者への支援 ・高齢者・障害者等やその家族のための相談体制の充実【新規】 ・要支援者に対する介護予防・生活支援の取組強化 ・地域のネットワークづくりの推進 ・認知症高齢者等の支援の強化【変更】 ・認知症高齢者、障害者の権利を守る取組の推進 ・心身喪失等医療観察法による支援の推進 等 (2) 薬物等の依存症の人への支援 ・依存症患者等や家族への支援 ・当事者団体への支援と連携	・神奈川県地域生活定着支援センターの取組 ・横浜保護観察所の取組【新規】 ・神奈川県弁護士会と神奈川県社会福祉士会の連携 ・かわさきTSネットワーク【新規】 ・矯正・保護におけるプログラム処遇【新規】 等
3. 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施	国・県・民間等の取組
(1) 地域の犯罪や非行の防止 ・防犯対策の推進 ・社会を明るくする運動の実施等 (2) 学校と連携した修学支援 ・いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決 等	・学校や地域社会において再び学ぶための支援等【新規】 ・非行等による学校教育の中断の防止等【新規】
4. 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進	国・県・民間等の取組
(1) 民間協力者の活動の促進 ・市内更生保護関係団体への支援 ・更生保護サポートセンターへの支援【変更】 等 (2) 広報・啓発活動の推進 ・社会を明るくする運動の実施及び支援 等 (3) 関係機関等との支援ネットワークづくり【新規】 ・介護等事業者向けの更生保護に関する研修会の開催【新規】 ・矯正施設との関係づくり【新規】 等	・持続可能な保護司制度の確立とその支援【新規】 ・矯正施設見学会等の開催【新規】 等
5. 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組	国・県・民間等の取組
・犯罪や非行の内容に加えて、対象者一人ひとりの特性に応じた効果的な再犯防止のための支援（具体的な事業や取組は、上記再掲のため記載省略） ・参考：犯罪被害者等を支援する取組の推進	・刑事施設における受刑者の特性に応じた刑務作業の充実【新規】 等

10 計画の推進体制

- (1) 推進体制及び連携強化等
- 本市では、住居、就労、地域安全、非行防止等に携わる関係部局、区役所、民間の関係機関、関係団体と庁内会議等を活用して十分な連携を図るとともに、国・県及び川崎市再犯防止推進会議との連携協力のもと、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進する。
 - また、川崎市再犯防止推進会議を活用して、委員相互の情報共有や意見交換を行い、更生保護関係機関・団体のネットワークの構築を推進する。



- (2) 進行管理
- 本計画については、PDCAサイクルに基づき、各事業所管課から事務事業報告を受けて川崎市再犯防止推進会議※（年2～3回）や川崎市社会福祉審議会（年1回）等において、報告を行うとともに、意見を聴取することにより、再犯防止に係る取組を計画的に推進する。
- ※市民公募、学識関係者、弁護士、更生保護法人、関係機関・団体等により構成

- (3) 目標と参考指標
- 国第二次推進計画において国と地方公共団体が担うべき役割を明確化する方針を踏まえ、本計画における目標及び参考指標を設定する。
 - 目標については、犯罪をした人等が地域で安定して生活できるサービス提供のほか、地域住民の理解と協力が欠かせないことから、再犯防止に関する理解促進や普及啓発等に関する取組の実施を目標とする。
 - 参考指標については、目標に加え、再犯防止施策の動向を多方面から把握するため、関連する重点項目の実施状況等について分析する参考値とする。

【目標1】地域で安定して生活できるサービス等の提供
犯罪をした人等が地域で安定した生活ができるよう着実にサービス提供する。
<重点項目1、2、3、5>

就労・住居の確保	本市の各分野別計画における目標で実施状況を評価
保健医療・福祉サービスの提供	
地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施	

【目標2】立ち直りを決意した人を受け入れる地域社会づくり
地域住民や介護従事者等への理解促進を図る。
<重点項目3、4、5>

社会を明るくする運動への参加人数	参加人数の増加 (R5：32,402人)
介護等事業者向けの更生保護に関する研修会の開催	新規実施

【目標3】民間協力者の活動環境の整備
更生保護サポートセンターを各区保護司会の要請等に応じて開設する。
<重点項目4>

更生保護サポートセンターの要請に応じた開設	要請に応じた開設 3／3（開設数／要請数）
-----------------------	--------------------------

【参考指標】
再犯防止施策の動向を多方面から把握するための参考値とする。

項目※1	現状（R5）	関連する重点項目
再犯者率	54.1% ※2	重点項目1～5
協力雇用主数	117社	重点項目1
刑法犯認知件数	7,645件	重点項目3
保護司数	301人	重点項目4
更生保護女性会員数	389人	重点項目4

※1 いずれも市内の数値
※2 R4のデータ